



**2016 MFJ全日本ロードレース選手権シリーズ 第3戦
スーパーバイクレース in もてぎ**

**2016 MFJ全日本ロードレース選手権シリーズ 第6戦
MOTEGI 2&4 RACE**

**特別規則書
SUPPLEMENTARY REGULATION**



公 示

本競技会は一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会 (MFJ) 公認のもとに国際スポーツ憲章・FIM 競技規則に基づいた 2016 年 MFJ 国内競技規則ならびに本競技会大会特別規則に基づいて開催される。

第 1 条 競技会の名称

MFJ 全日本ロードレース選手権シリーズ 第 3 戦 スーパーバイクレース in もてぎ (以下第 3 戦)
MFJ 全日本ロードレース選手権シリーズ 第 6 戦 MOTEGI 2&4 RACE (以下第 6 戦)

第 2 条 主催者

- 株式会社モビリティランド ツインリンクもてぎ
〒321-3597
栃木県芳賀郡茂木町松山 120-1
TEL. 0285-64-0200
FAX. 0285-64-0209
- 一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会 (MFJ)
〒104-0045
東京都中央区築地 3-11-6 築地スクエアビル 10F
TEL. 03-5565-0900
FAX. 03-5565-0907

第 3 条 開催場所

ツインリンクもてぎ ロードコース
栃木県芳賀郡茂木町松山 120-1
フルコース：4.8013km

第 4 条 大会組織委員会

組織委員長 抱 高彦
組織委員 隠岐 直廣
// 井戸川 靖
// 青木 隆夫
// 宮澤 謙作

第 5 条 大会審査委員会

審査委員については、大会公式プログラムにて公示する。

第 6 条 大会競技執行役員

競技役員については、大会公式プログラムにて公示する。

第 7 条 参加者資格

- ① 2016 年度に有効な MFJ ロードレース国際ライセンス所持者。
- ② 当該大会に有効な FIM 競技ライセンス所持者。(上記①に該当しない者)

第 8 条 開催種目・日程・周回数

| | 開催日 | 開催種目 | | | | 参加申込期間 |
|-------|---------------------|-------|-------|-------|-----|-----------|
| 第 3 戦 | 5月28日(土)～ 29日(日) | ST600 | J-GP3 | J-GP2 | JSB | 4月19日(火)～ |
| | | 18周 | 20周 | 22周 | 23周 | 4月28日(木) |
| 第 6 戦 | 8月20日(土)～ 21日(日) | | J-GP2 | | | 7月12日(火)～ |
| | | | 22周 | | | 7月21日(木) |

※ 悪天候によりレース周回数を 2 周減算する場合がある。その場合各レースのサイティングラップ開始時までには公示される。

第 9 条 参加申し込み

- ～ 1) 参加申し込み先
〒321-3597
栃木県芳賀郡茂木町松山 120-1
ツインリンクもてぎ モータースポーツ課
全日本ロードレース事務局宛
TEL. 0285-64-0200
FAX. 0285-64-0209
- ～ 2) 参加申し込み期間は、第 8 条に記すとおりとする。
- ～ 3) 参加申し込みは、参加申込書に必要事項を完全に記載し、参加料を添えて申し込み締切日(郵送の場合は締切日必着)までに提出しなければならない。
- ～ 4) 参加申し込みを郵送にて行う場合は、現金書留にて大会事務局へ送付すること。
- ～ 5) 電話・FAX による申し込みは受け付けない。
- ～ 6) 20 才未満のライダーは参加申込書の誓約書(承諾書)に保護者の署名と実印の捺印とその印鑑証明書(3ヶ月以内に取得したもの)を必要とする。上記の書類を選手受付時まで完全に提出できないものはいかなる理由があろうと競技に参加することはできない。
- ～ 7) 参加を受理された後、参加を取消す申込者に参加料は返却されない。
- ～ 8) 参加を拒否された申込者には、参加料が返還される。ただし、返却手数料 2,000 円を差し引く。

第 10 条 参加料

- ・ JSB 1000 クラス スポット参戦者 …………… 30,800 円 (消費税込み)
- ・ J-GP3、J-GP2、ST600 クラス スポット参戦者 …………… 20,500 円 (消費税込み)

第 11 条 MS 共済会

- ～ 1) ツインリンクもてぎにおいてスポーツ走行および競技に参加出場するライダーおよびピットクルーは MS 共済会に加入しなければならない。

- ～ 2) MS 共済会は年間加入または暫定加入とする。
- ① 年間加入は TRMC-S または SMSC 会員として登録され所定の共済会費を納めた者のみとする。
 - ② 暫定加入は当該大会（特別スポーツ走行、ART 走行、予選、決勝）のみ有効とする。
〈ライダー／7,000 円・ピットクルー／500 円〉

第 12 条 選手受付（書類検査）

- ～ 1) 選手受付時に下記の書類を提示もしくは提出しなければならない。
- ① TRMC-S/SMSC ライセンス（所有者のみ）
 - ② MFJ ライセンス（ライダー・ピットクルー）
 - ③ エントラントライセンス（年間エントリーのみ）
 - ④ 参加受理書
 - ⑤ 車両仕様書
 - ⑥ MS 共済会暫定申請用紙（TRMC-S/SMSC 非会員のみ）
- ～ 2) 登録受理後のピットクルー変更には、1,000 円の変更料が必要となる。

第 13 条 参加車両

JSB1000・J-GP2・J-GP3・ST600

2016 年 MFJ 国内競技規則に合致した車両でなければならない。

第 14 条 自動車番読取装置（トランスポンダー）

- ～ 1) 全ての参加者は主催者が用意した自動車番読取装置を車検時まで装着し、公式予選、決勝レースを通じ装着していなければならない。
- ～ 2) 自動車番読取装置の配布は、選手受付時に行い、返却については各レース終了後 1 時間以内とする。（予選不通過車両は当該予選終了後 1 時間以内とする）万一破損・紛失した場合、1 個につき 54,000 円が主催者より請求される。
- ～ 3) 取り付け方法および場所について
- ① 自動車番読取装置、ホルダーは指定の場所にタイラップ、両面テープ等で確実に固定すること。
 - ② 図に示す取り付け位置、方向を厳守すること。取付場所は、フレームピボット部分に路面から 60cm 以内の高さへ取り付けを行なうこと。
- ～ 4) スペアカーを登録した場合、スペアカー用のトランスポンダーも配布される。スペアカーの所有権を変更する場合は、前の所有者用のトランスポンダーを事務局に持参の上、新たな所有者用のトランスポンダーと交換しなければならない。



- ～ 5) 参加者自身が所有する「AMB 社製 TranX260・TranXPRO」(通称:マイボンダー)を車両に装着している場合は、参加受付時にその ID 番号とともに申請することにより、その使用が認められる。ただし、計時長が判断し、競技役員より指示された場合は、直ちに主催者の用意する自動計測装置に付け替えること。

第 15 条 燃料規定

- ～ 1) 燃料は 2016 年 MFJ 国内競技規則付則 4-13-11 ガソリン、付則 8-5 燃料、オイル、冷却水、付則 9-5 燃料、オイル、冷却水、付則 7-7-15 燃料、オイル、冷却水に基づき規制され、施設内給油所にて発行される指定のガソリン購入証明書を提出しなければならない。
- ～ 2) ガソリン購入証明提出期限は、公式車検終了までとする。やむをえず、公式車検時までに提出できない場合、当該クラス第 1 回公式予選開始時までに車検員に提出しなければならない。
- ～ 3) サーキット内供給燃料
 - (1) 使用できる燃料は、ツインリンクもてぎ内給油所で販売される 2 銘柄とする。販売されるガソリンの性状表は、公式通知にて公示する。
 - (2) 供給時間：公式通知にて公示する。
 - (3) 供給場所：第 1 バドック内ガソリンスタンド
 - (4) 消防法に合致した金属製携行缶を用いて購入すること。
 - (5) 施設内給油所にて発行される指定のガソリン購入証明書を提出しなければならない。(購入日より 14 日間有効とする)
 - (6) 燃料にはオクタン価を高めたり燃料の性質を変えるような装置をつけたり、添加剤を混入してはならない。

第 16 条 車両検査

2016MFJ 国内競技規則付則 4-13 車両の検査に基づく。

- ～ 1) 参加車両の公式車両検査は公式通知に示された時間並びに場所で行う。
- ～ 2) 公式車検簡素化対象者は、各ビットにてガソリン購入証明を準備し、アンダーカウルを外した状態で待機すること。また、それ以外の参加者は車検場に、ガソリン購入証明と受付完了印のある車両仕様書を持参し、アンダーカウルを外した状態で車両を持ち込み、外したアンダーカウルも持参しなければならない。
- ～ 3) ライダーが競技中に着用しなければならないものとして車両検査の際、車検委員によって点検を受けるものは次の通りである。
 - ① ヘルメット
 - ② ブーツ
 - ③ グローブ
 - ④ レーシングスーツおよび脊髄パッド
 - ⑤ ヘルメットリムーバーシステム
 - ⑥ チェストガード
 - ⑦ エアバックベスト (着用者のみ)
- ～ 4) ヘルメットおよび装備は、予選、決勝を通じて車検に合格したものを使用しなければならない

ない。また車検以前の練習においても、公認された適切なものを使用すること。車検には複数の装備を持ち込み、確認を得ることができる。

- ～ 5) 自動ラップ計時デバイス (P-LAP 等) を使用する場合は、車両に取り付けた状態で車検を受けること。
- ～ 6) サイレンサーのマーク
 - (1) 公式車検の際、音量検査に合格したサイレンサーは車検員によって、マークが施される。またこの際、複数のサイレンサーの音量検査を受け、マークを受けることも可能とする。
 - (2) 公式予選・ウォームアップ走行・決勝レースを通じて、上記 (1) のマークもしくは、当該大会以前の大会でのマークの無いサイレンサーの使用は認められない。
 - (3) マークの施されたサイレンサーに限り、競技役員の許可を得ることなく随時交換ができる。
 - (4) 何らかの理由でサイレンサーが破損し予備のサイレンサーにマークを受けていない場合、手数料 5,000 円 (税込) を添えて大会事務局に申請書を提出し、競技監督の許可を得ることにより、サイレンサーの音量検査を受けることができる。ただし、許可を得られない場合もある。
 - (5) 上記各項で施されるマークは、当該大会の公式車検に合格したことを明確にするだけの目的のものであり、走行終了後の音量を保障するものではない。

第 17 条 ピット・パドックの使用

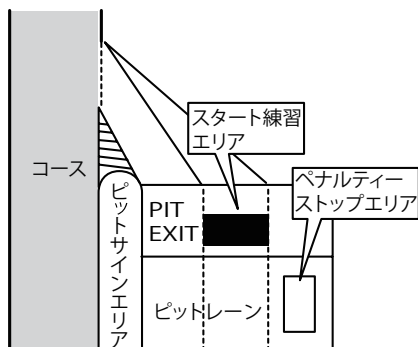
- ～ 1) 予選、決勝レースの使用ピット・パドックは、原則として各レース区分ごとに ART 事務局によって割当てられる。
- ～ 2) 割当てられたピット・パドックを、参加者相互で交換・変更するときは、互いに了承しあったうえで、大会事務局に届け出て、許可を得なければならない。
- ～ 3) 予選、決勝レースを問わずレーシングコース側のピットのシャッターは開けておくこと。
- ～ 4) ピット内でタバコ等火気は、絶対に取り扱わないこと。違反者には、罰則を科す場合がある。また使用後は清掃すること。
- ～ 5) ピットを割当てられた参加者は、予選、決勝レースを通じて、ピット内の黄色の破線より前部分は、当該走行クラスのピットとして使用できるよう工具、部品等は置かないこと。
- ～ 6) ピットの鍵を借りる時には使用するピットの代表者が借りること。貸し出しは参加受付時から開始する。使用後は責任を持って速やかに返却すること。返却予定時刻後 2 時間以内に返却できない場合は、シリンダー鍵交換代金として 50,000 円を請求する場合がある。
- ～ 7) パドック使用チームは、予選・決勝レースにおいて、競技役員が指示した場合を除いてパドック内テントに戻り作業することはできない。競技役員が指示なくパドック内に戻った場合、予選中はそれ以後の出走が認められない。また、決勝レース中の場合、リタイヤとみなされる。
※パドック使用チームでピットウォークの際、ピット前でのプロモーション活動を希望するチームは大会事務局までご相談下さい。ピットウォーク時、コントロールタワー前等を使用頂ける様、調整させていただきます。
- ～ 8) スタート練習
各走行中のスタート練習はピットレーン出口においてのみ行うことができる。指定場所以

外でのスタート練習は一切行ってはならない。スタート練習を行う場合は、後続車や周囲に十分に注意して行うこと。

(スタート練習可能エリアは下図参照)

※なお、チェッカーフラッグの提示を受けた後のスタート練習場所は特に指定しないが、十分に安全に配慮して行なうこと。

<ピットレーンスタート練習エリア>



第 18 条 ピットインおよびピットアウト (P16 参照)

～ 1) ピットインする場合は、ピットイン専用路を徐行 (60km/h 以下) すること。正規のピットイン専用路を使用せずピットインした場合、下記罰則が科せられる。

- ① 公式予選中の場合はピットイン以降の予選タイムは無効とする。
- ② 決勝レース中の場合は大会審査委員会の決定によりペナルティーを科す。

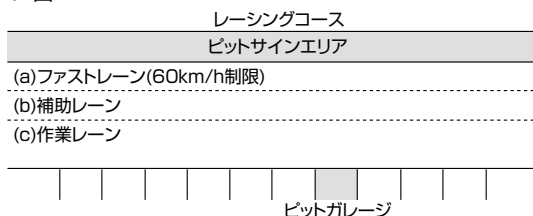
～ 2) ピット前の部分 (ピットレーン) は次の 3 つに区分される。

- ① ファストレーン…ピットサインエリアとコース側イエロー破線の間の部分。これは、ピットインおよびピットアウト専用の区域であり、徐行しなければならない。
- ② 補助レーン…コース側イエロー破線とコンクリート路面の間の部分。これは、ファストレーンから作業レーン、あるいは作業レーンからファストレーンへ移動する時に通過する区域である。

※競技役員を除き、この区域にとどまることは禁止される。

- ③ 作業レーン…コンクリート路面とピットまでの部分。ピット作業のための部分であり、車両停車を行う区域である。

●ピットレーン図



- ～ 3) ピットレーン出口（フラッグ後方）シグナルランプについて
 - ① 予選、決勝を通じて「レッドランプ」が点灯しているときは、コースインしてはならず、「グリーンランプ」が点灯しているときおよび、「ブルーランプ」が点滅しているときのみ、コースインすることができる。
 - ② コースインは、走行車両との合流に対し、最大限の注意を払い、各自の責任において行わなければならない。
- ～ 4) ピットアウトしてコースインするライダーは、第 2 コーナーを通過するまで、コース右側ラインに沿って走行しなければならない、その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。

第 19 条 公式予選

- ～ 1) 公式予選の義務周回数は定めない。
- ～ 2) 決勝レース出場台数は 2016 年 MFJ 国内競技規則付則 5-6 に則る。
- ～ 3) 予選方法は、2016 年 MFJ 国内競技規則付則 4-15 公式予選および、2016 年 MFJ 国内競技規則付則 5-3/5-4/5-6/5-7/5-16/5-22/5-24 のとおりとする。
- ～ 4) ウェイティングの嘆願書提出は暫定予選結果発表後 30 分以内とする。また、JSB1000 クラスのシード権行使の申請書は、暫定予選結果発表後 30 分以内とする。
- ～ 5) 大会審査委員会による正式グリッド発表後は、一切の繰り上げ出場は認められない。
- ～ 6) 車両の回収
 - ・ 予選中にコース上で停止した車両をレッカー車にて回収する場合がある。
 - ・ 回収した車両は、車両保管場所（P16 参照）まで運搬し、メカニックへ引き渡す。
 - ・ 『車両回収の順番』、『車両回収に要する時間』に関する抗議は一切受け付けない。
 - ・ 回収した車両が走行に支障のない場合は再出走を可能とする。なお、この場合は第 19 条～ 1) ①の適用は除外とする。
- ～ 7) JSB1000 クラス公式予選
 - ① 公式シグナルの追加

コチラ旗（右図参照）：先頭ライダー通過後、一定時間が経過した際に振動表示される。
 - ② 2016 年 MFJ 国内競技規則付則 5-3-2 の規定に則り、ノックアウト方式とし、以下の構成で実施する。

《ノックアウト予選》

Q1：全ライダーが走行でき、記録した最高ラップタイム順で第1位～第10位のもの
が Q2 または Q3 に進出できる。
第11位以下のライダーの順位を決定する。

《以下 TOP10 サバイバル》

Q2：Q1 にて第4位～第10位までのライダーが走行できる。
Q3：Q1 にて第1位～第3位までのライダーと、Q2 にて選抜されたライダー3名の
合計6名が走行できる。
 - ③ Q3 では 2016MFJ 国内競技規則付則 5-22-2-1 に規定されるタイヤ使用本数制限は行わない。



TOP10 サバイバル方式

1: TOP10 サバイバル予選方法

- 1): TOP10 サバイバルとは、タイムトライアル方式で行う予選方式である。
- 2): 計測は毎周回行い、ラップタイムが最下位のライダーが、翌周以降のタイムアタックの権利を失う。
- 3): Q2 は、権利を失ったライダーから順に第 10位・第9位・・・第 7 位の予選順位を決定し、Q3 進出者 3 名が決定した時点ですべて終了する。
- 4): Q3 は、権利を失ったライダーから順に第6位・第5位・・・と予選順位を決定し、最後まで権利を消失しなかったライダーが予選第1位とする。
- 5): TOP10 サバイバル出場者には、その順位により第 29 条に規定される賞金が付与される。

2: TOP10 サバイバル実施手順

- 1): TOP10 サバイバル (Q2-Q3) は、走行開始時より 20 秒間のみピットレーン出口が開放される。20 秒経過した後はコースインできない。
- 2): コースイン後先頭のライダーが 2 回目のコントロールラインを通過する時点から計測を開始する。計測開始時から 1 分間、コントロールライン上にてグリーンフラッグが振動表示される。
- 3): タイムアタックの権利を失ったライダーに対しては、そのゼッケンをポストにて掲示する。対象者が複数の場合、複数ライダー分掲示する場合がある。
- 4): ゼッケンの掲示を受けたライダーは、速やかにピットインしなければならない。
- 5): ゼッケンの掲示をうけたにもかかわらずピットインをしないライダーには、ペナルティを科す場合がある。
- 6): ゼッケンの掲示は、必ずしも権利を消失した周に行なわれるものではない。
- 7): 先頭を走行するライダーとのタイム差の目安として、各ポストでは先頭車両通過後約 60 秒経過時点からコチラ旗を掲示する。
- 8): 何らかの理由により赤旗が提示された場合、提示されたその週の記録は全て無効とし、赤旗の原因となったライダーを除き（原因者が特定できた場合）、その周回のタイムアタック権利を有していたライダー全員が再開後のセッションに出走できる。
- 9): 赤旗にて中断されたセッションが再開される場合は、再開後のセッションに参加する権利を有するライダーだけで、当初の手順と同様の手順で行なわれる。
- 10): 何らかの理由により、赤旗にて中断されたセッションが再開できない場合の予選順位について、本来再開後に出走できる権利のあるライダーは、Q1 でのタイム順に順位を決定し、再開後のセッションに出走する権利のないライダーは、赤旗中断時に決定していた予選順位とする。
- 11): 現在どの順位を決定する周回かを明確にするため、シグナルブリッジでその順位を表示する。
- 12): セッション中の違反に対する判定は、全てセッション終了後に行なう。

3: ラップタイム以外の理由による権利の喪失

以下の理由に該当した場合は、ラップタイムが最下位でなくても翌周以降のタイムアタックの権利を失う。

- 1): 同タイム (1000 分の 1 秒単位まで) で最下位のライダーが複数いた場合は、コントロールライン通過順に順位を決定し、該当ライダーのうち、最後にコントロールラインを通過したライダーがタイムアタックの権利を失う。
 - 2): 転倒を喫したライダーは、その時点でタイムアタックの権利を失う。
 - 3): コースアウトし、オフィシャルの援助を得て再スタートしたライダーは、その時点でタイムアタックの権利を失う。
 - 4): イエローフラッグ提示の原因となったライダーは、その時点でタイムアタックの権利を失う。
 - 5): 先頭を走行するライダーに追い抜かれた場合、その時点でタイムアタックの権利を失う。
 - 6): セッション中にピットインをしたライダーは、その時点でタイムアタックの権利を失う。
 - 7): 上記2) ~6) 項の理由により、タイムアタックの権利を失ったライダーが発生した周回では、その周回のタイム順による選抜は行なわない。
 - 8): 上記2) ~6) 項の規定により同一周回で複数の権利喪失ライダーが発生する場合がある。
 - 9): 上記2) ~6) 項の規定により同一周回で権利を喪失したライダーが複数いた場合、該当者の予選順位は、Q1 にて記録した最高ラップタイム順とする。
- ③ 2016 年 MFJ 国内競技規則付則 4-15-2-3 の規定により、予選通過基準タイムを上位 3 名の最高ラップタイムの平均の 108%とする。予選通過基準は、Q1 でのタイムにて達成されなければならない。

第 20 条 スタート方法

~ 1) スタート進行

2016MFJ 国内競技規則付則4-17 スタート方法 17-4-2 スタート 15 分前の規定を下記の通り変更する。

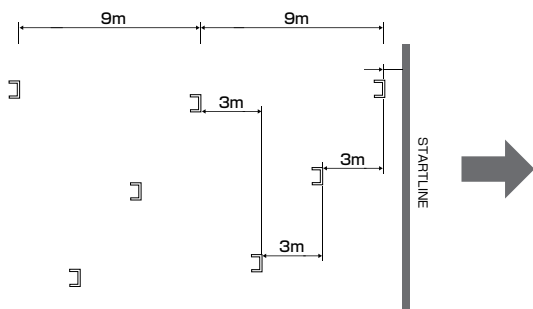
スタート 20 分前 (サイティングラップ開始)

サイティングラップのためにピットレーン出口がグリーンシグナル点灯により 10 分間開放される。この間、ピットレーンを通過する限り (メインストレートは通過できない) サイティングラップを何周でも行なうことができる。サイティングラップを終了してグリッドに着く際には、スターティンググリッドの後方に赤旗を提示しているオフィシャルのところで車両のエンジンを切り、そこから手押しにて所定のグリッドに着かなければならない。その際、車両を押すのはライダーに限定しない。

サイティングラップ開始より 5 分経過後より、ピットレーン出口にて 5 分、4 分、3 分、2 分、1 分前のカウントダウンボードが掲示される。

~ 2) スターティンググリッド

- ① 最前列は 3 台とし、以下各列同数で配列される。
- ② ポールポジションは左側とする
- ③ 階段状グリッドを使用するものとする。



- ～ 3) 決勝レースのスタート方法はクラッチスタートとする。
- ～ 4) スタート合図はレッドランプ消灯もしくは日章旗によって行われる。
- ～ 5) スタート進行の詳細は公式通知またはライダーズブリーフィングにて公示する。
- ～ 6) スタート時スタートディレイドの原因となったライダーは、再スタート時には、最後尾グリッドの次の空グリッドからスタートしなければならない。
- ～ 7) ジャンプスタートのペナルティーは、2016年 MFJ 国内競技規則付則 4-18 スタートにおける反則に基づく。

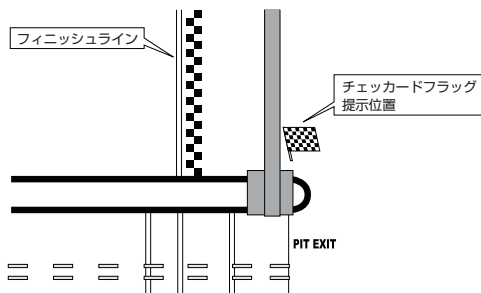
第 21 条 レースの一時停止（フルコースコーション）

2016年 MFJ 国内競技規則付則 4-23 レースの一時停止に基づくセーフティーカーは、次の場所からコースインする。

- ・決勝レース 1 周目：東ピットレーン出口
- ・決勝レース 2 周目以降：ピットレーン出口

第 22 条 レース終了

- ～ 1) トップが各クラスに定められた周回数を終了した時点でトップ走者にチェッカーフラッグが振られる。ただし、セーフティーカー介入中に規定周回数に達した場合は、セーフティーカーを先頭とみなしてチェッカーフラッグが提示される。
- ～ 2) 各レースの終了は、チェッカーフラッグによりトップ走者がゴールしたのち、4分を経過した時である。
- ～ 3) フィニッシュラインならびにチェッカーフラッグ提示位置は以下のとおりとする。



第 23 条 参加者の遵守事項

- ～ 1) 参加者は、競技会期間中は競技役員の指示に従わなければならない。
- ～ 2) 許された場所以外での喫煙は厳禁とする。
- ～ 3) 参加者は、主催者や大会後援者、大会審査委員会およびレース参加者の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- ～ 4) 参加者代表は、自身の言動はもちろん、自チームのライダー、ピットクルー、ゲストなど全員の行動について責任を持たなければならない。
- ～ 5) 参加者は、スポーツマンシップに則り行動しなければならない。
- ～ 6) 大会事務局の許可なく、ピット・パドックの占有をしてはならない。
(ガムテープ・タイヤ等による場所取り) 許可のないものについては、全て撤去する。
- ～ 7) 使用済みタイヤは、パドック等に放置せず、必ず参加者が持ち帰ること。
- ～ 8) ① 整備不良にてコース上にオイルを撒くことがないように、ライダー・メカニックは各走行前に確認をすること。
② オイルをコースに撒いた当該ライダーおよびエントラントに対して罰則を科す場合がある(罰金・ボランティア等)。
- ～ 9) ① 公式スケジュールに記載されたピットウォークには、ファンサービス向上のため積極的に協力すること。
② ファンサービスのため決勝レースサイティングラップ終了後、グリッドにてヘルメットを取る(雨天時を除く)。
- ～ 10) 決勝終了後のフラッグ受け渡しチェッカーフラッグ提示後に競技役員の許可なくピットクルーがコース上に出ることは安全上禁止される。なお、ライダーにフラッグ等を受け渡す場合は、事前に事務局に申し出て許可を受けること。ライダーへのフラッグ等の受け渡しは事務局が指定する場所で行い、受け渡すピットクルーは、現場の競技役員の指示に従うこと。
- ～ 11) 参加するライダーは、公式通知にて指定されたプリーフィングに必ず参加しなければならない。事前に連絡なく欠席した場合、一切の走行が認められない場合がある。

第 24 条 身分証と通行証

- ～ 1) 参加申し込みが正式に受理された参加者には、指定登録されたライダー、ピットクルーなどのクレデンシャルが郵送され、5月26日(木) / 8月18日(木) 午前より有効となる。
- ～ 2) 参加者のサービスカーは、A.R.T. 事務局が交付する通行証ステッカーを貼付していなければ5月26日(木) / 8月28日(木) よりパドックへの通行ができない。
- ～ 3) パドックおよびツインリンクもてぎ内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識によって示されるが、参加者はこの指示に従わなければならない。
- ～ 4) 交付される身分証や通行証は他に貸与したり転用してはならない。
- ～ 5) 身分証、通行証を紛失または破損した時は事務局に再交付の手続きをとり再交付を受けること。ただし、1件に付き再交付手数料8,500円(税込)を必要とする。

第 25 条 走行中の遵守事項

- ～ 1) オイル漏れ等による車両トラブルによりオレンジボール旗提示を受けた車両は、速やかに安全な場所に停止しなければならない。
- ～ 2) ジャンプスタートのペナルティーに対し、ペナルティーストップボードを提示する。ペナルティーストップボードは原則として 3 周回提示され、従わない場合は、失格までの罰則が科せられる。ペナルティーストップボードはコントロールライン付近以外にも 8 番ポストにおいて提示する場合がある。ただし、2015 年 M F J 国内競技規則付則 4 - 1 8 - 2 - 2 - 3 に規定されている『3 回目の提示』は、コントロールライン付近で提示しているペナルティーストップボードの提示でのみ回数をカウントし、その他で提示するペナルティーストップボードは提示の回数としてカウントしない。
- ～ 3) 西コース短経路および東コース短経路の走行は、レース期間中を通じて全面的に禁止する。これに違反した場合、罰則を科す場合がある。
- ～ 4) 決勝レース中にピットガレージへ車両を移動した場合、リタイヤと見なす。
- ～ 5) 車載カメラを搭載して走行する場合は、必ず公式車検前に事務局にて「カメラ搭載申請書」を提出し、許可を得ること。なお、再車検の際、ST600 クラスの車両については、競技役員の下、取り外して重量を測定すること。
- ～ 6) 車載カメラで撮影した映像は、営利目的、広告宣伝活動、抗議を目的とした判定の材料等で使用しないこと。

第 26 条 転倒時の注意事項

転倒、ストップした時は、二次事故が起こらないよう以下の点に充分注意し、行動すること。

- ～ 1) まず退避すること
後続車が来ていないことを確認し、安全な場所に退避すること。特に、オイルによる転倒は後続車も同じ所に次々と転倒してくるため、後続車が来ている時、あるいはケガ等で身体が自由にならない時は、むやみに動かないこと。
- ～ 2) 後続車への合図
ポストで黄旗が振られているが、後続車へのアピールを努めて行うこと。タイミングを見て、電源と燃料コックを「off」にして火災やガソリン漏れを防止すること。ガードレールの外に退避するまでは、必ずヘルメットを着用していること。
- ～ 3) コース上の障害物の片付け
オフィシャルと協力して散乱部品の片付けを素早く行うこと。その時は、危険予測のため走ってくる後続車に対して絶対に背を向けないこと。
- ～ 4) 再スタート
再スタートする際には、以下のことを必ず確認すること。ただし、コース際で行わずオフィシャルの指示に従い安全な場所に移動して行うこと。
 - 必ずオイル、ガソリン、冷却水、ブレーキオイル等の漏れが無いことを確認すること。オイル漏れ等があった場合は無理にピットに戻らないこと。
 - 車両が破損している場合、走行に危険のある部分かどうか、また重要保安部品の破損がないか、破損部分が鋭利になり二次災害を与えないか確認すること。
 - カウリング内に泥、砂利、草等が入っていないか確認すること。砂利等が入っている

場合、コースに散乱しないように砂利、草等を落とした上で再スタートすること。なお、タイヤに泥が付着したままライン上に復帰しないこと。

- 再スタートする場合、後方の安全を確認し十分に余裕を持ってコースに復帰すること。

第 27 条 MFJ 国内競技規則の補足

- ～ 1) 本特別規則の発効以前に、2016 年 MFJ 国内競技規則に変更・訂正・追加および解説が行われた場合、即時適用とする。
- ～ 2) 本特別規則の発効後、2016 年 MFJ 国内競技規則に変更・訂正・追加および解説が行われた場合、公式通知にて公示する。

第 28 条 賞典および賞典の制限

賞典は次のように設定する。

| 順位 | クラス | JSB1000 | | J-GP2 | J-GP3 ※1レースにつき | ST600 | | |
|-----------|-----|----------|-------------|-------|-------------------|-------|------|-------|
| | | JSB1000 | TOP10 サバイバル | | | | BS 賞 | 合計 |
| 優勝 | | 80 万円 | 1 位 15 万円 | 40 万円 | 30 万円 | 30 万円 | 6 万円 | 36 万円 |
| 2 位 | | 50 万円 | 2 位 10 万円 | 25 万円 | 20 万円 | 20 万円 | 3 万円 | 23 万円 |
| 3 位 | | 35 万円 | 3 位 5 万円 | 20 万円 | 15 万円 | 15 万円 | 2 万円 | 17 万円 |
| 4 位 | | 25 万円 | 4 位 3 万円 | 10 万円 | 10 万円 | 10 万円 | 1 万円 | 11 万円 |
| 5 位 | | 20 万円 | 5 位 3 万円 | 8 万円 | 8 万円 | 8 万円 | 1 万円 | 9 万円 |
| 6 位 | | 15 万円 | 6 位 3 万円 | 7 万円 | 7 万円 | 7 万円 | 1 万円 | 8 万円 |
| 7 位 | | 12 万円 | 7 位 3 万円 | 6 万円 | 6 万円 | 6 万円 | 1 万円 | 7 万円 |
| 8 位 | | 10 万円 | 8 位 3 万円 | 5 万円 | 5 万円 | 5 万円 | 1 万円 | 6 万円 |
| 9 位 | | 9 万円 | 9 位 3 万円 | 4 万円 | 4 万円 | 4 万円 | 1 万円 | 5 万円 |
| 10 位 | | 8 万円 | 10 位 3 万円 | 3 万円 | 3 万円 | 3 万円 | 1 万円 | 4 万円 |
| 11 位 | | 7 万円 | | | | | | |
| 12 位 | | 6 万円 | | | | | | |
| 13 位 | | 5 万円 | | | | | | |
| 14 位 | | 4 万円 | | | | | | |
| 15 位 | | 3 万円 | | | | | | |
| ポールポジション賞 | | 10 万円 | | | | | | |
| LAP 賞 | | 総額 20 万円 | | | | | | |

※ ポールポジション賞は各決勝グリッド最上位のものに与える。

※ LAP 賞は 1 周あたり 11,100 円 (1 レース総額 20 万円) とし、決勝レースで各周回をトップでコントロールラインを通過した選手にそれぞれ授与する。

| エントリー台数による賞金基準 | |
|------------------|-------------------|
| JSB | ST600/J-GP3/J-GP2 |
| 40 台以上 / 15 位 | |
| 30 ~ 39 台 / 12 位 | |
| 25 ~ 29 台 / 10 位 | 25 台以上 / 10 位 |
| 20 ~ 24 台 / 8 位 | 20 ~ 24 台 / 8 位 |
| 15 ~ 19 台 / 6 位 | 15 ~ 19 台 / 6 位 |
| 11 ~ 14 台 / 4 位 | 11 ~ 14 台 / 4 位 |
| 6 ~ 10 台 / 3 位 | 6 ~ 10 台 / 3 位 |
| 5 台以下 / 1 位 | 5 台以下 / 1 位 |

第 29 条 負傷時の医務室受診義務

事故により負傷した際は、必ずツインリンクもてぎ内メディカルセンターにて事故記録を残さなければ見舞金の支給は受けられない。ただし、生命に関わるような緊急時にはこの限りでない。

●負傷時の指定病院

- (1) 獨協医科大学病院
栃木県下都賀郡壬生町北小林 880
TEL:0282-86-1111
- (2) 自治医科大学付属病院
栃木県下野市薬師寺 3311-1
TEL:0285-44-2111
- (3) 芳賀日本赤十字病院
栃木県真岡市台町 2461
TEL:0285-82-2195
- (4) 水戸済生会総合病院
茨城県水戸市双葉台 3-3-10
TEL:029-254-5151
- (5) 水戸医療センター
茨城県茨城町桜の郷 280
TEL:029-240-7711

第 30 条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- ～ 1) 参加申し込みの受付に際して、その理由を示すこと無く、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒むことができる。
- ～ 2) チーム名が公序良俗に反する場合、公式プログラム・結果表への表記の拒否または変更を命じることができる。
- ～ 3) ゼッケンナンバー、ピット・カレージの割当等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- ～ 4) やむを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの指名登録または変更について許可することができる。
- ～ 5) すべての参加者、ライダー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可することができる。
- ～ 6) 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。
- ～ 7) 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、大会審査委員会の了承を得てレースの延期、中止、取り止め、およびレース距離の短縮、コースの変更等を決定することができる。

第 31 条 大会役員の責任

参加者、ライダーおよびピットクルーは大会役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち、大会役員はその職務に最善を尽くすことは勿論であるが、その行為によって起きた参加者、ライダー、ピットクルー、および競技車両の損害に対して大会役員は一切の補償責任のないことをいう。

第 32 条 本規則の解釈

本規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申し立てができる。質疑に対する解答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第 33 条 公式通知の発行

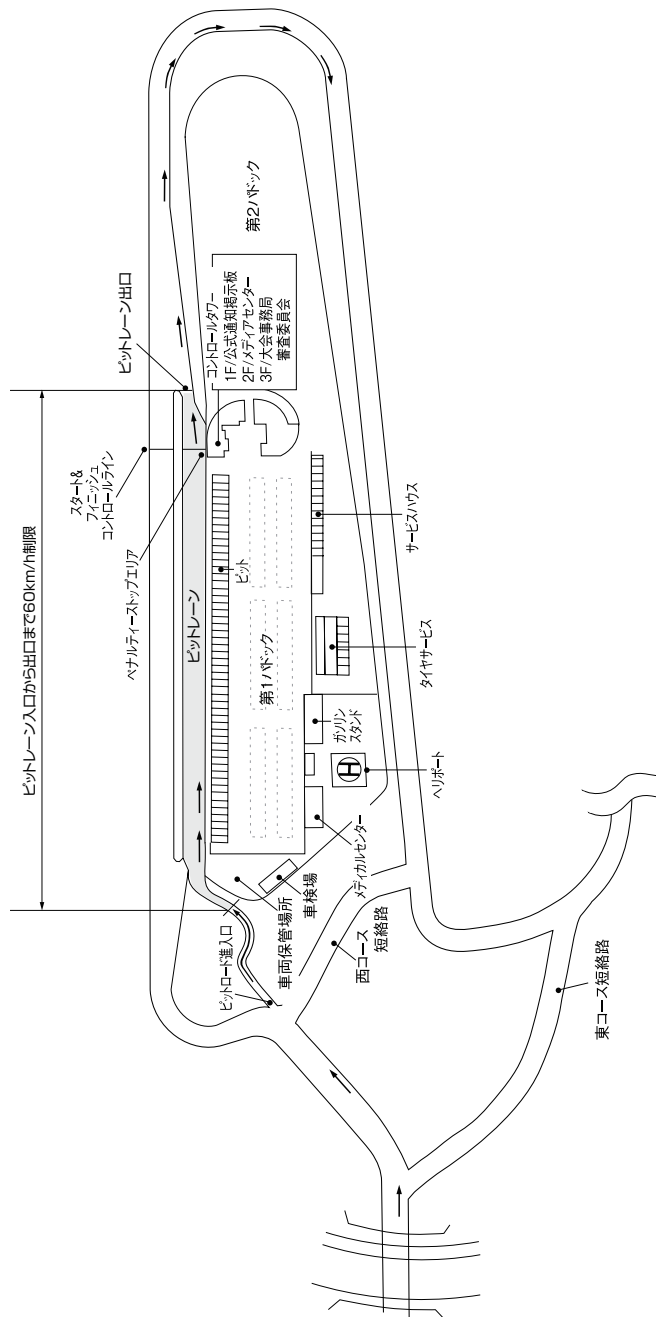
本規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、公式通知によって示される。公式通知は、以下のいずれかの方法によって参加者に通告される。

- ① 参加者の住所に郵送される。
- ② 大会事務局にて配布される。
- ③ コントロールタワー前の掲示板に掲出される。
- ④ ライダーズブリーフィングで配布される。
- ⑤ 緊急の場合は場内放送で伝達される。

第 34 条 本規則の施行

本規則は全日本ロードレース第 3 戦および第 6 戦における全てのレースに適用されるもので、当該大会の参加申し込み受付開始と同時に有効となる。

2016 ツインリンクもてぎ 全日本ロードレースレース事務局



もてぎ・鈴鹿共済会（MS 共済会） 保険金支払い規定（抜粋）

3. 本会が保険会社と締結する保険内容および保険金額は次の通りとする。

下記に記載されていないものは、保険契約約款に従う。

(1) 死亡保険金：

事故の日から 180 日以内にその事故による負傷が原因で死亡した場合、3,000 万円の支払いを受けるものとする。

(2) 後遺障害保険金：

事故の日から 180 日以内にその事故が原因で身体の一部をなくしたり、その機能をなくした場合、保険会社の定める約款の支払区分に記載された率に応じ、120 万～3,000 万円を限度として後遺障害保険金の支払いを受ける。

(3) 入院保険金および手術保険金：

事故が原因で傷害を被り、その直接の結果として、日常の生活に支障をきたし、かつ、病院または診療所に入り医師の治療を受けた場合、次の入院保険金の支払いを受ける。また、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として、保険会社の定める約款に記載された手術を受けたときは、次の手術保険金の支払いを受ける。

入院の場合…1 日につき 3,000 円（1,000 日限度）

手術の場合…保険会社の定める約款の支払区分通り。

(4) 通院保険金：

事故が原因で傷害を被り、その結果として日常の生活に支障をきたし、かつ、医師の治療を要した為、病院または診療所に通い、医師の治療を受けた場合、次の通院保険金の支払いを受ける。

実治療日数…1 日につき 1,500 円（90 日限度）

通院とは、事故により平常の生活または業務に従事することに支障をきたした期間内で、実際に医師の治療を受けたことをいう。したがって治療を行っている場合でも、平常の生活または業務に従事することに支障のない程度に回復したときは、それ以降の通院は保険金の支払いを受ける対象にはならない。

4. 個人会員は、事故により負傷した場合、必ず本会指定の鈴鹿サーキット／ツインリンクもてぎ内医務室にて事故記録を残さなければ保険金の請求は出来ない。ただし、生命に関わるような緊急時にはこの限りでない。

5. 保険金受取のための必要書類

(1) 傷害保険金請求書

(2) 傷害の程度を証明する医師の診断書もしくは、全治した時の医師の治療証明書（ただし、医師を指定する場合もある）

※ 保険金請求金額が 10 万円未満の場合は、治療費領収書で代用可能。

(3) 同意書

(4) その他、本会が契約した保険会社が指定する書類

6. 保険金の支払いは、本会が契約した保険会社を通じて行う。

7. 保険金は、健康保険、労災保険には関係なく支払われる。

